

# 令和3年度

## 第5回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和3年7月20日（火）午後3時00分～午後4時30分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 鈴木 敏久 事務局次長 藤本 弘子  
主査 松岡 玲平
4. 出席委員 1)井上 弘           2)柴崎 彰孝           3)國井 久明           4)大橋 徹  
5)谷口 高史           6)長谷川 均           7)内藤 秀幸           8)南 和夫  
9)太田 隆之           10)森本 善明           11)山本 昭雄           12)岩崎 一彦  
13)白井 正           14)中山 喜作           15)岸本 光  
(4)高橋 強           (5)藤原 孝治           (6)末廣 信久
5. 議事録署名委員 11)山本 昭雄           12)岩崎 一彦
6. 現地確認 13)白井 正           14)中山 喜作  
(4)高橋 強           (5)藤原 孝治           (6)末廣 信久
7. 会議に附したる議案等
  - 1) 開 会
  - 2) 会長挨拶
  - 3) 議事録署名委員の指名
  - 4) 議 事
    - 第25号議案 農地法第4条の規定による許可事項の変更承認について 1件
    - 第26号議案 農地法第5条の規定による許可について 3件
    - 第27号議案 非農地証明願いの承認について 3件
    - 第28号議案 加東農業振興地域整備計画の変更(一般管理)に対する意見について 7件
    - 第29号議案 青年等就農計画に関する意見について 1件
    - 第30号議案 農用地利用集積計画の決定について 3件
  - 5) 報 告
    - 報告第11号 市街化区域内の農地法第5条の届出について 4件
    - 報告第12号 農地の貸借の合意解約通知について 3件
  - 6) その他
  - 7) 閉 会

<p>局 長</p>	<p>ただいまから、令和3年度第5回加東市農業委員会総会7月定例会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は15名のうち14名で、7番の内藤委員が少し遅れると聞いております。過半数に達しており、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことをご報告いたします。</p> <p>本日出席の農地利用最適化推進委員は、高橋委員、藤原委員、末廣委員でございます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>～國井会長あいさつ～</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまから、令和3年度第5回7月定例会を開催いたします。</p> <p>本日、現地調査をしていただきました、臼井委員、中山委員、高橋推進委員、藤原推進委員、末廣推進委員、本当にありがとうございました。のちほど報告をよろしく願いいたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に11番の山本委員と12番の岩崎委員を指名しますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>第25号議案「農地法第4条の規定による許可事項の変更承認について」を議題とします。事務局から議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>～第25号議案を朗読～</p>
<p>議 長</p>	<p>この件に関しましては、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員さん、報告をよろしく願いします。</p>
<p>現地調査委員</p>	<p>農地法第4条の現地調査の結果を報告します。</p> <p>第25号議案、番号1の〇〇は、〇〇の北約200mにあり、現場は、上では太陽光をされておりまして、下については畑で農作物を作付けされておりました。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、内容の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>番号1、資料P1に申請地の位置図、P2に土地利用状況図をつけております。</p> <p>申請人は、〇〇といますが、平成31年3月22日付で許可を得て、申請地に営農型発電設備の支柱を設置されました。営農型発電設備というのは何かと言いますと、お手元に農水省のホームページに載っている資料をお配りさせていただいております。営農型太陽光発電による営農と発電の両立ということで、国から推奨されているといったもので、普通の太陽</p>

光発電でしたら地面は更地やコンクリートなどの上に太陽光発電のパネルを並べるとというのが通常かと思いますが、営農型というのは、太陽光発電の下で農作物を作るということが前提になっております。転用については、発電設備の支柱（脚）の部分だけを転用しているという形になります。脚を除いた部分は元々の農地のままで、さらに期間限定でして、資料に一時転用期間が10年以内になるケースが書いてありますが、認定農業者等の担い手が下部の農地で営農を行う場合、10年以内の許可が取れます。その他は3年以内となっております、〇〇は〇〇で認定農業者の認定を取っておられますので、元々は平成31年から10年間の許可を取っておられました。元々はにんにくを契約栽培する計画で許可を取られておりましたが、契約先の企業が撤退されまして、出荷先がなくなってしまったということで作物を変更したいと昨年こちらにご相談がありました。さらに、この農地がかなりの湿田で水が湧いて出ると言われていまして、土壤改良をしないと畑としては使いにくいといったことで、去年は緑肥などの作物を植えられて土壤改良を1年間かけてされていまして。作物の変更につきまして農林事務所に確認したところ、元々にんにくということで許可を取っておられますので、変更する場合は許可のときの申請内容が変わるということで、変更の承認申請をするようにとお話がありましたので、その旨をお伝えいたしまして今回、変更の申請が出てきております。変更の内容ですが、譲受人も変更してあるように書いてありますが、これは県の許可がいるものではなく、会社が前に許可を取られてから今までの間に、本店の所在地を〇〇から〇〇へ移転されまして、代表取締役も元々は〇〇だったのを交代されて、今は〇〇になっておられます。法人内で変更されただけで、〇〇は同じ法人です。

今回、変更の許可申請をされている内容が、にんにくからさつまいも、カボチャ、じゃがいも、にんにくに変えたいという申請でして、資料 P3 に営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書がついております。これが3ページにわたってありますが、営農型発電設備を設置する際にはこういった営農計画書とパネルを設置することによって営農にどんな影響が出るのかといったことをあらかじめ設置者のほうで調べて、こういった書類を出していただくことが必要になります。さつまいもの分をつけていますが、他にもじゃがいもやカボチャ、にんにくの分の同じような計画書も併せて提出されています。枚数が多いので、さつまいもの分だけをつけていただいております。

資料のP6～P10までについては、ソーラーシェアリング下部さつまいも栽培適正についてということで、ソーラーシェアリングというのは、営農型発電設備のことです。営農型発電の下でちゃんとさつまいもが育ちますよといったことについて、知見者（研究機関や既に実績を挙げられている方）の証明を添付する必要があります。ここでは〇〇で既にさつまいもの栽培に取り組んでおられる方が作られた資料をつけておられます。

資料P12に誓約書がついております。許可をする兵庫県知事に対しまして、許可を受けた後、営農の適切な継続を前提とした許可になっており

ますので、それが適切でない場合が誓約書の1番にある「下部の農地の単収が地域の平均的な単収と比較して概ね2割以上減少している場合及び下部の農地において生産された農産物の品質に著しい劣化が生じている場合」が不適切な状況になりまして、そういった場合は、「支柱を含む発電設備を速やかに撤去し、農地として利用できる状態に復元します。」とあるように、撤去して復元することになります。さらに2番で「下部の農地において生産された農作物に係る状況を毎年報告します。」とありますが、この許可にあたってはこういった約束を許可権者である兵庫県に対して出していただかないといけないことになっております。毎年2月末までに出していただく作付状況の報告書を見て、2割以上減っているとか、農業委員会のほうでもパトロール等で現地調査をしますが、耕作放棄されて適切に管理されていないといったことがあった場合は、県に報告をしまして、最悪は許可が取り消されるといったこととなります。ただ、2割以上減るといのは大変難しいところでして、獣害や天候不順等で減る場合もありますので、単純に2割減ったから即許可取り消しということにはなかなかできず、状況をよく吟味する必要があるというのが県の見解です。

P13に同意書が載っております。この発電設備について地区が同意されているという、地区の区長や農会長の同意書になっております。実際営農型設備というのは平成31年に許可をとられた後に設置が済んでおり、今回はその下で作る作物を変えるというだけの分ですので、特に地区としては、問題はないということですが、P14に隣接農地の所有者の同意が得られなかったという疎明書がついておりますが、隣接の所有者の方が元々の許可を申請されたときにも反対をされていまして、その際にも同意をされていなかったという方です。反対された理由というのは、太陽光に対して嫌悪感をお持ちであるとか、山田錦の優良な生産地である農地を使って山田錦以外のものを、畑にしてしまうことに対して反対感があるということで、そのときに同意をされませんでした。今回改めて行ったけれども、同意判は頂けませんでした。作物の変更については営農計画を立てて好きにすればよいのではないかとといったことをおっしゃられたと書いておられます。転用の際に、隣接の農地の同意を頂くということをお願いしているのですが、これについては法定の添付書類にはなっていないので、必ず隣接者の同意がないと許可を出せないといったことは実際のところはありません。同意判がないのであれば受付しませんといったことを言ってしまうと、それはそれで問題になるということになっております。ただ転用するにあたって、隣接とトラブルになると転用自体が許可を得ても滞って、実際に工事ができなかつたりすることがあるので、県としてはできるだけ隣接者と話し合って同意をもらうように、もらえないのであればなぜもらえないのかといった疎明書をつけるようにということで、指導をさせて頂いております。

場所は〇〇をちょっと上がったところですが、この農地の一部は別に転用許可を取って、農業用倉庫と作業スペースを設置されていて、ここで採れたものを保管したり、農機具等を収納したりする分で、既に完成をしております。許可期間は当初、認定農業者なので10年取っていましたが、

今回は作物を作ってみて、もし上手くいかない場合はまた作物の変更も検討することができるといったことで、とりあえず3年間の許可を得て様子を見たいということで、長かった許可期間を縮めるといった申請を併せてされています。

申請地は、農業振興地域の農用地外になっておりまして、農地区分は第1種と判断しております。既に転用自体については許可が出ております。作物の変更につきましては、計画も出ておりますので、不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えています。

以上で、第25号議案の説明とさせていただきます。

会 長 同意書がなくてもできるということは、同意書が要らないということではないですか。県は同意書がなくてもいいということですか。

事務局 同意書は基本求めて頂きます。

会 長 今からこういう田は、5条を申請されることが多いと思う。担い手がないから放棄されている田で、同意書なしで申請してくることもあると思う。〇〇も同意を取れなかったということで、このような形になっている。確認ですが、同意書が要らないのであれば、つける必要はないのではありませんか。同意なしで県が許可したのであれば、今後とも同意は要らないということか。

事務局 同意が要らないのではなく、同意書、判子を押した書面がなくても、口頭で同意はもらっているけれども判子は押したくないとか、判子を押してもらえないのであれば、どういう経緯で同意をもらったとか、説明書を書けということです。

会 長 区長や水利代表、農会長の同意判がやはりいるのではないか。

事務局 あったほうがいいのですけれども。

会 長 いいならいいで統一しなければ、あやふやなことで同意書がいらぬということであれば、同意書をつける必要はないのではないか。

事務局 基本は同意をもらっているという証明のために、判子を押していただいた書類を出していただいているのですが。

会 長 この分は前に許可が出ていて済んでいるのではないのか。

事務局 前のときに転用自体は済んでいますが、変更についても同じように書類を揃えてもらうようにと県から指示がありましたので、再度のようになります。

会 長	地域農業の代表者の印鑑はもらって、同意書をもらうということでもいいですか。同意書が要らないと言ったら大変なことになる。
事務局	同意は要らないのではなくて要りますので、基本は同意書を頂いております。
議 長	内容説明は終わりました。ただいまの同意書の件で色々言いましたけれども、一応同意書の代表者の印鑑は欲しいということです。何か他にご意見ございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 25 号議案「農地法第 4 条の規定による許可事項の変更承認について」は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございます。全員挙手にて第 25 号議案については、原案のとおり許可することとします。 続きまして、第 26 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 26 号議案を朗読～
議 長	この件に関しましては、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員さん、報告をよろしくをお願いします。
現地調査委員	農地法第 5 条の現地調査の結果を報告します。 第 26 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇の南約 300m にあり、現場は田でありました。 続きまして、番号 2 の〇〇は、〇〇の南西約 200m にあり、現場は田でありました。 続きまして、番号 3 の〇〇は、〇〇の南約 150m にあり、現場は田でありました。  以上、報告を終わります。
議 長	はい、ありがとうございます。続きまして内容説明をお願いします。
事務局	番号 1、資料 P16 に申請地位置図、P17 に土地利用計画図をつけております。

譲受人は、譲渡人の長女夫妻で、現在、実家の納屋二階に住まいをされております。子どもが大きくなって手狭になり、また、母屋には両親と妹親子が住んでいるため、実家の近くにある父の農地の贈与を受けて、分家住宅を建てたいということで申請をされました。

申請地は、令和3年3月に農業振興地域の農用地から除外されており、住宅が連なる第3種農地に該当すると考えております。東播用水の決済金は発生しています。

番号2、資料P18に申請地位置図、P19に土地利用計画図をつけております。

譲受人は、譲渡人の次男夫妻で、現在、賃貸アパートで暮らしておられますが、子どもが生まれて手狭になり、また、今後の子どもの面倒や親の介護を考えて、実家の前にある父の農地を借りて分家住宅を建てることを計画されています。

申請地は令和3年3月に農業振興地域の農用地から除外されており、第1種農地ですが、日常生活上必要な施設として例外規定に該当すると考えます。東播用水の決済金は発生しています。

番号3、資料P20に申請地位置図、P21に土地利用計画図をつけております。

譲受人は、土木・建築工事や不動産売買を行っておられる法人で、申請地を建売住宅建設のために転用したいという申請です。申請地は、〇〇にあり、工事は済んでいます。現在は、まだ本換地がされていないため、仮換地番号の証明を添付しておられます。元の面積は406㎡ですが、換地後は237㎡になる予定です。

申請地は、〇〇にある第3種農地に該当し、東播用水の決済金は発生しています。

これらの転用申請につきましては、農地法第5条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第26号議案の説明とさせていただきます。

議 長

内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。

各委員

～意見なし～

議 長

意見がないようですので、採決いたします。

第26号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員

～全員挙手～

議 長	<p>はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。</p> <p>続きまして、第 27 号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第 27 号議案を朗読～</p>
議 長	<p>この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員さん、報告をよろしくをお願いします。</p>
現地調査委員	<p>非農地証明願いの現地調査の結果を報告します。</p> <p>第 27 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇の北東約 100m にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>続きまして、番号 2 の〇〇は、〇〇の南東約 300m にあり、現場は山林に近い原野でありました。</p> <p>続きまして、番号 3 の〇〇は、〇〇の南東約 350m にあり、現場は山林でありました。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。続きまして内容説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1、資料 P22 に位置図、P23 に現況写真をつけております。</p> <p>申請人は、平成 6 年に申請地を相続されましたが、既に昭和 38 年頃から建物が建っており、今回、宅地の部分だけを分筆し、地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、東播用水の決済金は済んでいます。</p> <p>番号 2、資料 P24 に位置図、P25 に現況写真をつけております。</p> <p>申請人は、令和元年に申請地を相続されましたが、父が相続した昭和 53 年頃から既に山林化していたため、地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、土地改良区の区域外です。</p> <p>番号 3、資料 P26 に位置図、P27 に現況写真をつけております。</p> <p>申請地は、申請人の両親が昭和 30 年頃を開墾し、昭和 50 年頃までスイカや大根を作っておられましたが、その後、高齢となって耕作できなくなり、平成 11 年頃には山林化していたということで、地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、東播用水の決済済みです。</p> <p>これら 3 件の申請地については、農地法第 2 条に規定する農地には該当</p>



せず、非農地の要件を満たすものと考えます。  
以上で、第 27 号議案の説明とさせていただきます。

議 長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。  
第 27 号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて第 27 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。  
続きまして、第 28 号議案「加東農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第 28 号議案を朗読～

議 長 続きまして、内容説明をお願いします。

農政課 議案書 P5 をご覧ください。この度、令和 3 年 4 月に 7 件の除外の申出がございました。それぞれの詳細を説明させていただきます。

資料 P28 をご覧ください。番号 1、所在地が〇〇、面積が 324 m<sup>2</sup>、公簿地目は田、現況も田です。事業者は〇〇、事業概要は分家住宅を建設したいということで、実施する理由ですが、現在、〇〇のアパートにおいて、妻とともに生活をされています。将来的に両親の面倒をみることに、妻も仕事に就いているために両親から子育ての支援を得ることが必要であるため、この度実家近くに分家住宅を建設したいということです。なお、実家の敷地は拡張の余地がないため、実家から半径 100m の範囲で用地選定を行ったところ、農用地以外に条件に合致する用地がないため、当該申請地の除外を申し出るということです。P29 が位置図になります。紫色のところを実家になりまして、その南側の赤いところが申請地になっております。P30 が計画図で、赤枠のところは申請地です。P31 に平面図、P32 に現況写真をつけています。

P33 をご覧ください。番号 2、所在地が〇〇です。面積が 343 m<sup>2</sup>のうち 120 m<sup>2</sup>、公簿地目は宅地で、現況地目も宅地です。宅地となっておりますのは、申請地が既に農業用施設用地になっておりますので、農業用倉庫が建っています。事業者は〇〇となっております。事業概要は分家住宅を建築するというので、実施する理由ですが、現在〇〇のアパートに

において、妻と子 1 人とともに生活をしている。子が生まれたことでアパートが手狭となっており、将来的に両親の面倒をみることに、また農業を継承するということが、このたび実家近くに分家住宅を建設したいということである。なお、実家の敷地は拡張の余地がないため、実家から半径 100m の範囲で用地選定を行ったが、農用地以外に条件に合致する用地がないため、当該申請地の除外を申し出るということである。当該申請地は、隣接する除外地を合わせて活用できるため、農用地の除外面積が少なくなり、農業への影響も少ないということである。

P34 の位置図をご覧ください。実家の部分が紫のところになりまして、その下の道を挟んで薄緑のところは農業用施設用地になっております。その南の赤いところが今回の申請地となっております。㊦が既に除外地になっておりますので、㊦と併せまして今回の申請地と一緒に分家住宅を建築するということである。P35 に計画図、P36 に平面図、P37 に現況写真をつけております。

P38 をご覧ください。番号 3、所在地は〇〇、面積は合計で 1,332 m<sup>2</sup> となっております。公簿地目は田、現況地目は畑です。事業者は〇〇となっております。事業の概要としましては、露天資材置場です。実施する理由は、事業者は、〇〇で建築資材加工及び販売業を営んでおり、近年、薪ストーブの需要の高まりから割木の注文が、前々期 110 t、前期 130 t、今季 160 t と、毎年 20 t から 30 t 増加している状況です。材料である原木は 1 2 月中旬から 3 月中旬の間に集中して入荷するため、資材置場としては最大で、原木約 160 t、在庫も含めた加工後の割木が約 110 t を同時に保管する必要があります。しかし、現在は原木置場で 78 t 分、割木置場で 56 t 分しか確保できておらず、〇〇で借りている土地に原木を置いて対応しているが、遠方であり、コスト面と作業効率において大きな負担が生じているということである。また、割木の保管においてもパレットを 3 段積みにしており、危険な状態であるということである。コスト面と作業効率の改善、安全性の確保をする必要があるため、原木で 82 t、割木で 54 t の資材置場及び加工廃材置場 30 m<sup>2</sup> のスペースが新たに必要であるため、フォークリフトで行き来できる事業所から半径 300m の範囲で用地選定を行ったが、農用地以外に条件に合致する用地がないため、当該申請地の除外を申し出るということである。P39 に面積算定の根拠で、割木や原木置場の必要面積をとられて、積み下ろし作業スペース等を確保するということである。P40 に位置図で、事業所が紫のところ、それに対して申請地は少し北側の赤いところである。P41 の計画図では赤枠のところは申請地となっておりまして、道路のほうから進入路をとって入っていくという計画になっております。P42 に現況写真をつけています。

P43 をご覧ください。番号 4、所在地は〇〇で、面積は 809 m<sup>2</sup> のうち 498 m<sup>2</sup>、公簿地目は田で、現況地目も田です。事業者は〇〇となっております。事業概要は分家住宅を建築したいということである。実施する理由としましては、現在妻と子ども 2 人とともに両親と同居しているが、この

たび子どもの成長に伴い、手狭になることから、新たな住居が必要であるということです。子育てや将来的に両親の面倒をみる必要があることから、実家近くに分家住宅を建築したいということです。なお、実家の敷地は拡張の余地がないため、実家から半径100mの範囲で用地選定を行ったところ、農用地以外に条件に合致する用地がないため、当該申請地の除外を申し出るということです。残地は、畑として活用するということです。P44が位置図で、実家が円の中央部分の紫部分です。申請地は赤のところです。P45が計画図で、赤枠の上の方、北側のところが残地になりますので、畑として利用されると聞いております。申し訳ございません、P46につきましては、次の案件の面積算定根拠がなくなっております。P47が平面図、P48が現況写真となっております。

次にP49をご覧ください。番号5、所在地は〇〇で、面積は合計で1,743㎡です。公簿地目は田で、現況地目も田です。事業者は〇〇の〇〇です。事業概要としましては、露天資材置場及び作業場として除外をしたいということです。実施する理由は、事業者は、Hグレード認定工場として、〇〇で鋼構造物や建築鉄骨を製造し、出荷しておられます。製品は、最大10t、最長13mの大きな鋼材であり、出荷時は30tトレーラーで運ぶこともあるということです。多いときには、1日20台程度のトラックやトレーラーが搬入、搬出のために出入りするという状況です。しかし、資材置場が不足しているため、離れた場所〇〇に露天資材置場を確保しておられますが、製造した鋼材を移動するということです。しかし、トレーラー、クレーンや作業員費用などで1日当たり40万円、年間で約2,600万円(65日分)の運搬経費がかかる。また、加工前の材料資材はできるだけ販売店に保管してもらうことで作業スペースを確保して作業員の安全を確保しているが、その保管料は年間で約720万円に上っている。資材置場の不足は資材調達の遅れなど製造工程にも悪影響を与え、当社の上限である80時間まで残業を行う部署も生じているため、現在は受注量に制限をかけて事業を行っている。そこで、軽費の削減、労働環境の改善、受注量の増加を図るため、露天資材置場及び作業場が新たに必要である。用地選定を行ったところ、農用地以外に条件に合致する用地がないため、当該申請地の除外を申し出るということです。P50に位置図で、工場が緑のところ、赤色のところが申請地ということです。P46が面積の算定根拠となっております。トラックの待機場所や作業の積み下ろしスペース、作業場として使うということです。製品自体が非常に大きなものがありますので、置場を大きくしていけないといけないう状況がございます。P51に計画図、P52に実際どういった大きなものであるかということで、写真をつけております。写真の左側の点線部分が製品になります。非常に高さや長さ、奥行き等があります。P53に現況写真をつけています。

次にP54をご覧ください。番号6、所在地が〇〇です。面積は300㎡、公簿地目は田、現況地目も田です。事業者は〇〇の〇〇です。事業概要は

露天駐車場です。実施する理由は、事業者は、〇〇と〇〇にて、水道工事業を営んでおられます。この度、現事務所の敷地が手狭となって労働環境を改善する必要があるため、〇〇の土地に事務所を移転して新築することになったということです。それにより事務所の建築面積のほか、社用車用駐車スペース、来客用駐車スペースが必要となり、現在置いている重機、ダンプが置けなくなるため、重機、ダンプの露天駐車場が新たに必要であるということです。なお、〇〇の隣接地である資材置場から半径 100mの範囲で用地選定を行いまして、農用地以外に条件に合致する用地がないため、当該申請地の除外を申し出るということです。P55 面積の算定根拠、P56 が位置図で、重機を置かれる場合に、資材置場が近いところでないといけないということで資材置場から 100mほどのところで選定をされております。P57 に計画図、P58 に現況写真をつけています。

次に P59 をご覧ください。番号 7、所在地が〇〇です。面積は 2,447 m<sup>2</sup>のうち 465.53 m<sup>2</sup>、公簿地目は田で、現況地目も田です。事業者は〇〇となっております。事業概要は分家住宅を建築したいということです。実施する理由ですが、事業者は、現在〇〇のアパートにおいて、夫とともに生活をしています。5人姉妹の長女であるため、将来的に両親の面倒をみることに、夫とともに農業を継ぐ必要があることから、このたび実家近くに分家住宅を建設されます。なお、実家の敷地は拡張の余地がないため、実家から半径 100mの範囲で用地選定を行いましたが、農用地以外に条件に合致する用地がないため、当該申請地の除外を申し出るということです。残地で耕作を続けるため、申請地の南側で農業用機械の進入路を確保し、またパイプラインの取水口を外しての除外となっております。P60 に位置図、P61 に計画図で、少しいびつな形になってはいますが、パイプラインの左側から農業用機械の進入路ということで、長方形ではない形になっております。P62 に平面図、P63 に現況写真をつけています。

以上で除外の案件の説明とさせていただきます。こういった理由で必要性があると考えておりますので、市としてはやむを得ないかなということです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

たくさんの案件ですので、個々に発言するのは難しいかと思いますがよろしく申し上げます。

委 員

分家住宅で申請が多く出ておりますが、図面の中で農用地外で住宅等の活用がない土地ということで番号がふられてはいますが、他人の所有地ということでよろしいですか。

農政課

基本的には他人の所有地になっているはずですが、本人に所有地があった場合は、そちらが除外地ということになりますので、よほど面積が小

さいとか事情がない限りは、できるだけ除外地で分家住宅を建てていただきたいという話をしております。

委員

他人の所有地であれば、買って建てるのが一番良いとは思いますが、本来この図面としては他人の所有地は要らないと思います。それよりも、本人の全ての所有地の場所が欲しいです。そこが一番適切なところであるという判断ができません。市のほうでは100m範囲とありますが、あえて100mにこだわる必要もないかなと思います。

農政課

100mの範囲というのは、大体高齢者の方が歩いたりするのに息切れがなく行ける範囲が100mというのがあります。農振の除外の申出をしたいと来られた場合に、できるだけ近いところという話がありますが、せめて100mの範囲では探してくださいねと市としては指導をさせていただいている状況です。農振の除外をしていくなかで、他人の所有地でありましてもあたっていただくことが原則となります。

委員

ここしか適切な場所がないという書類は出ているのですか。

農政課

他のところは住宅が建っていたり、他の用途に利用されていたりしますので、市のほうでもチェックさせていただいて、その他全てあたってくださいというなかでの願望がオレンジ色の番号をつけている場所になります。

委員

5要件のここしかないという要件のひとつに、例えば親の土地がその地域ではこの場所にしかないですよとか、ここが一番近いですよと説明していただくほうが良いのではないかと思います。そういうものは作られていないのですか。

農政課

作っておりません。本人さんの所有地であるかないかというものは特に要件としては農振除外に関わってこないということになります。ただ、都市計画法や他法令の関係で、従来から所有地でないといけないといったケースもあります。その辺りは他法令と調整をしてくださいというなかで、実現ができますよというなかで計画を立てていただいております。

委員

150mでもそれは関係ないのですか。

農政課

市としては特段の事情がない限り、大体100mくらいは探していただきたいとお話しはさせていただいておりますが、仮にもうちょっと範囲を広げて探したいということであれば、150m、200m、当然広い範囲で探していただく方が除外されている土地を選定していただくことが可能になりますので、そのほうが望ましいということではあります。

委員

また教えてください。

議 長	他にございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 28 号議案「加東農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	全員挙手にて第 28 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第 29 号議案「青年等就農計画に関する意見について」ですが、申請者から取り下げの申出がありましたので、本議案を取り下げ、次の議案に移ります。 続きまして、第 30 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 30 号議案を朗読～
議 長	続きまして、内容説明をお願いします。
事務局	P10 の番号 1 は、賃貸借権の新規設定です。 番号 2 は、賃貸借権の更新、番号 3 は、使用貸借権の更新です。 全体が、P9 集計表で、今回は賃貸借権が 2 件 4 筆 6,880 ㎡、使用貸借権が 1 件 2 筆 1,685 ㎡、合計 3 件 6 筆 8,565 ㎡に利用権が設定されまして、7 月 30 日に公告される予定です。 以上で、第 30 号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見ございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 30 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございます。全員挙手にて第 30 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして報告事項に入ります。報告第 11 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より朗読をお願いいたします。

事務局

～報告第 11 号を朗読～

議 長

続きまして、内容説明をお願いします。

事務局

番号 1、資料 P72 に位置図をつけております。  
申請地を、住宅用地にするための届出を受理しました。  
番号 2、資料 P73 に位置図をつけております。  
申請地を、住宅用地にするための届出を受理しました。  
番号 3、資料 P73 に位置図をつけております。  
申請地を、露天駐車場にするための届出を受理しました。  
番号 4、資料 P74 に位置図をつけております。  
申請地を、事務所兼住宅及び露天駐車場にするための届出を受理しました。

これらの届出については、添付書類等、完備していただきましたので、専決処理により、1 番は 6 月 18 日付け、2 番と 3 番は 6 月 24 日付け、4 番は 7 月 5 日付で受理通知書を交付しました。

以上で、報告第 11 号の説明とさせていただきます。

議 長

内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

続きまして、報告第 12 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より朗読をお願いします。

事務局

～報告第 12 号を朗読～

議 長

続きまして、内容説明をお願いします。

事務局

番号 1 は、双方合意により戦前からの権利不明小作を解約し、解約後は売却される予定です。

番号 2～3 は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は、自作される予定です。

以上で、報告第 12 号の説明とさせていただきます。

議 長

内容の説明が終わりました。届出等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。

事務局

農地パトロールについてお話させていただきたいと思いますので、もうしばらくお付き合いください。来週7月27日から各委員のご担当の地域でパトロールということでさせていただきますが、本来でしたら本日、皆さんに見ていただくところの一覧表と地図をお渡しさせていただく予定にしておりましたが、準備が間に合わず申し訳ございません。早急に皆様のところへ郵送させていただきますので、ご確認いただきまして当日ご持参いただければと思います。

当日のことですが、以前の研修会でお配りさせていただきました実施要領に書かせていただきましたとおり、9時にそれぞれ集合場所に来ていただきまして、事務局で車を用意しておりますので、事務局と一緒に1件ずつ見ていただきます。最近是非常に暑いですので、できるだけ車の中から見ていただくと思っておりますが、場合によっては降りて見ていただくこともありますので、動きやすい服装で、暑さ対策をしてご参加いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

当日もしご都合が悪い等ありましたら、欠席していただいても仕方がないかなと思いますので、事務局へご連絡いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

委員

今日が20日ですが、連休で郵便が届きませんが、27日に間に合わない可能性はありませんか。

事務局

明日にでも郵送させていただく予定です。

会長

社と滝野と東条と3か所ですか。

事務局

3地域で班は6班に分けております。

議長

説明が終わりました。何かご質問等はありませんか。

各委員

～質問なし～

議長

長時間にわたり、慎重審議いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、令和3年度第5回総会7月定例会を閉会いたします。



会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

---

議事録署名委員 山本 昭雄

---

議事録署名委員 岩崎 一彦

---